

公害等調整委員会の手続における書面等のオンライン提出 に関する事務処理要領

令和5年3月22日 第1402回委員会議決定

令和5年6月20日 第1410回委員会議決定

令和7年3月18日 第1457回委員会議決定

目次

第1 本事務処理要領の目的等.....	2
1. はじめに	2
2. 目的	2
3. 定義	2
第2 公害紛争処理手続等における電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出に ついて	2
1. 対象書面等	3
2. 電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出の手順.....	4
3. 当事者が相手方当事者に対して直送する書面等.....	6
4. 委員会等が当事者に対して送付する書面.....	7

第1 本事務処理要領の目的等

1. はじめに

公害等調整委員会では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等の政府全体における方針や、民事裁判手続における手続のIT化の動きを踏まえ、令和5年3月に、公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和5年公害等調整委員会規則第1号。以下「主務省令」という。）等を制定した。

主務省令に基づき、及び主務省令を実施するため、公害等調整委員会の行う手続において、従前ファクシミリを用いて提出することができた書面等について、電子メール等を用いた方法により提出をすることができるようにする等のため、本事務処理要領を定める。

2. 目的

主務省令は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）の規定を公害等調整委員会が所管する法令に基づく手続に適用し、公害等調整委員会関係法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている手続について、行政機関等の定めるところにより電子情報処理組織を用いて行うことを可能にするものである。

この事務処理要領は、主務省令の委任により、公害等調整委員会関係法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている手続について、電子情報処理組織を用いてすることができる具体的な手続と方法を定めるために、主務省令において行政機関等が定めることとされている事項を規定するものである。また、法令の規定においてその方法が定められていない手続における書面等の電子情報処理組織を用いた提出についても、共通の方法を定める。

3. 定義

この事務処理要領で用いられる用語については、この事務処理要領に定めるもののほか、デジタル手続法及び主務省令で定めるところによる。

この事務処理要領において、次の各項目に掲げる用語の意義は、当該各項目に定めるところによる。

- (1) 公害紛争処理手続…公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づく手続
- (2) 鉱業等に係る土地利用の調整手続…鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号。以下「土地利用調整法」という。）に基づく手続

第2 公害紛争処理手続等における電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出について

公害紛争処理手続及び鉱業等に係る土地利用の調整手続において、当事者等が公害等調

整委員会又はあっせん委員、調停委員会、仲裁委員会若しくは裁定委員会（以下「委員会等」という。）に書面等を提出するときに、電子情報処理組織を用いて提出することができる書面等の種類及びその方法は、以下のとおりとする。

1. 対象書面等

(1) 当事者等が委員会等に提出する書面等

ア 公害等調整委員会が所管する法令に基づく書面等のうち、電子情報処理組織を用いた方法により提出することができる書面等及び方法として、主務省令第4条第1項に基づき定めるものは、別紙1に示すとおりとする。

イ 公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号。以下「公害紛争処理手続規則」という。）第45条の2第2項（同規則第3章第2節（同規則第34条～55条）の規定については、同規則第63条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和26年土地利用調整委員会規則第2号。以下「土地利用調整規則」という。）第11条の10に基づき提出する証拠の写し（公害紛争処理手続規則第45条の3。土地利用調整規則第14条の11）。

ウ このほか法令上明示のない書面も含めると、公害等調整委員会における手続全体として、書面等の電子情報処理組織を用いた方法による提出の可否及び方法は、別紙2のとおりとする。

(2) 当事者が相手方当事者に直送する書面等

当事者が直送する書面等のうち、以下の書面等については、電子メール等を用いて送付することができる（公害紛争処理手続規則第38条の4第5項、第45条第6項、第45条の2第4項。土地利用調整規則第14条の5第5項、第14条の10第4項、第14条の12第3項）。

ア 準備書面

イ 証拠申出書

ウ 証拠の写し

エ 受領書

このほか、事務連絡等、当事者が直送することを希望する書面等についても同様とする。

(3) 委員会等が当事者に送付する書面等

委員会等が当事者に送付する書面等のうち、電子情報処理組織を用いた方法によることができるものは、その送付により裁定手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面その他裁定の手続上重要な書面を除いた書面等とする。

「手続上重要な書面」としては、例えば、法令上、当事者に対して送達することとされている書面及び押印をすることとされている書面があり、これらの書面については、電子情報処理組織を用いた方法により送付することができない。

2. 電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出の手順

(1) 意向確認

ア 公害紛争処理手続の事件又は鉱業等に係る土地利用の調整手続の事件を受け付けたときは、担当職員は、電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出（直送を含む。以下同じ。）希望の確認書（別紙3）を当事者双方に送付する。ただし、確認書が事件の受付と同時に提出されている場合又は当事者が電子メールを利用することができる環境にないことを把握している場合は、この限りでない。

イ 当事者は、電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出の希望の有無について、電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出希望の確認書に必要事項を記入して委員会等に提出する。

ウ 公害紛争処理手続又は鉱業等に係る土地利用の調整手続の調書、事件の記録等の閲覧、謄写等の申請（公害紛争処理手続規則第64条第3項。土地利用調整規則第20条、第21条第1項）については、当事者以外の者がするとき又は当事者が公害紛争処理手続若しくは鉱業等に係る土地利用の調整手続の事件の終結後にするときは、イの確認書の提出を経ることなく電子メールを用いてすることができる。

エ 主務省令第4条第2項ただし書に規定する「当該申請等を行った者を確認するための措置」は、電話又は対面による本人確認をすることにより行う。ただし、あらかじめ裁定等申請において本人確認ができている場合、確認書等に当事者の押印若しくは署名があり本人確認をすることができる場合又は電子的な方法により委員会等が本人確認をすることができる場合は、電話又は対面によることを要しない。

公害紛争処理手続規則第45条の3第3項ただし書及び土地利用調整規則第14条の11第3項に規定する「当該文書等の写しの提出を行った者を確認するための措置」についても、同様とする。

(2) 提出に係る通知等

ア 担当職員は、(1)の確認結果等を踏まえ、電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出を希望する旨の確認書を提出した当事者に対し、別紙4の通知書を郵送により送付し、電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出を利用する旨の通知をする。ただし、電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出を開始することが相当でないと認められる特段の事情がある場合は、電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出を利用しない旨の通知をする。

イ 裁定委員会、アただし書の特段の事情について担当職員から個別の申出がない

場合は、公害紛争処理手続規則第 45 条の 3 第 1 項及び土地利用調整規則第 14 条の 11 第 1 項に規定する「裁定委員会が認めた場合」について、裁定委員会の個別の決定を経ることを要せず、電子情報処理組織を用いた方法による証拠の写しの提出を包括的に認める。

ウ 委員会等は、電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出を継続させることが相当でないと判断したときは、電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出を禁止する決定をすることができる。また、委員会等は、電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出を再開することが相当であると判断したときは、禁止の決定を取り消す決定をすることができる。委員会等は、上記禁止の決定又は禁止の決定を取り消す決定をした場合は、遅滞なく、当事者にその旨を電子メールや電話等適宜の方法により通知する。ただし、上記禁止の決定の通知が到達する以前に電子メールによって提出があった書面等は、電子メールによる書面等の提出を禁止した後もお効力を有するものとする。

(3) 実施

電子情報処理組織を用いた方法による書面の提出をする当事者等は、以下のそれぞれの提出方法ごとの手順で、提出を実施する。

ア 総則

- (ア) 原則として、提出する書面等の電子ファイルのファイル形式は、PDF 形式とする。
- (イ) PDF ファイルには、セキュリティ保護のため、(2)アの通知書に記載されたパスワードを設定する。
- (ウ) 当事者等は、提出する書面等の電子ファイルがウイルス等に感染したものでないか、ウイルスチェックを行う等の注意をする。
- (エ) 当事者は、通知書に記載された利用条件について変更が生じた場合又は変更が必要になった場合（例えば、メールアドレスの変更がある場合、代理人に変更が生じた場合、電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出希望を撤回したい場合等）には、速やかに委員会等に連絡する。

イ 電子メールによる書面等の提出

- (ア) 原則として、電子ファイルを電子メールに添付して送付する。提出先は、(2)アの通知書に記載されたメールアドレスとする。
- (イ) (ア)にかかわらず、受領書、期日請書等については、電子メール本文に必要事項を記載して送信することができる。
- (ウ) 電子メールによる直送もできる場合は、電子メールの宛先には、(2)アの通知書に記載された相手方のメールアドレスを TO 又は CC で併記し、書面が提出された

ことが相手方に分かるようにする。

ウ 大容量ファイル転送サービスによる書面等の提出

- (ア) 当事者は、提出を希望する電子ファイルが大容量であり、大容量ファイル転送サービスの利用を希望する場合は、電子メールや電話等適宜の方法により担当職員に申し出る。
- (イ) 担当職員は、(ア)の申出をした当事者に対して、大容量ファイル転送サービスへのアクセス方法を、電子メールにより通知する。この際、アクセスのためのパスワードは(2)アの通知書に記載されたパスワードを、送信元のメールアドレスは同通知書に記載された委員会等のメールアドレスを設定する。
- (ロ) (イ)の電子メールを受領した当事者は、当該電子メールに記載された情報により大容量ファイル転送サービスにアクセスし、電子ファイルを当該アクセス先のページからアップロードすることにより提出する。提出期間は、(イ)の通知の日を含め3日間とする。
- (ハ) ア(イ)にかかわらず、大容量ファイル転送サービスを利用する場合は、PDF ファイルにパスワードを付すことを要しない。
- (ニ) 大容量ファイル転送サービスは直送には使用することができないため、大容量ファイル転送サービスを用いて委員会等に提出する書面等の直送については、別途、当事者の間における協議に基づき、電子情報処理組織を用いた方法又は郵送によりこれを行う必要があり、電子情報処理組織を用いた方法による場合については、3. による。

3. 当事者が相手方当事者に対して直送する書面等

(1) 意向確認

当事者は、電子情報処理組織を用いた方法による書面等の直送をすることを希望する場合は、2 (1)イの確認書に必要事項を記入して公害等調整委員会に提出する。

(2) 直送に係る通知

ア 担当職員は、2 (1)の確認結果等を踏まえ、2 (1)イの確認書において双方当事者が電子情報処理組織を用いた方法による書面等の直送を希望しており、2 (2)アただし書の特段の事情がない場合は、2 (2)アの通知書に双方当事者のメールアドレスを記載して通知する。

イ 委員会等は、アの場合は、公害紛争処理手続規則第38条の4第5項ただし書（同規則第45条第6項において適用する場合及び同規則第45条の2第4項において適用する場合を含む。）及び土地利用調整規則第14条の5ただし書（同規則第14条の10第4項において適用する場合及び同規則第14条の12第3条において適用する場合を含む。）に規定する「裁定委員会が認めた場合」について、裁定委員会の個別の

決定を経ることを要せず、電子情報処理組織を用いた方法による書面等の直送を包括的に認める。

(3) 実施

ア 原則として 2 (3) ア及びイに準じて行う。直送する電子ファイルの容量が大きいため電子メールに添付することができない場合は、当事者間における協議に基づき、インターネットを用いた方法又は郵送により行う。

イ 当事者は、相手方から電子情報処理組織を用いた方法による直送を受けた場合は、委員会等に対して、受領書を送付し、又は受領確認した旨を連絡する。

ウ 電子メールの宛先には、2 (2) アの通知書に記載された委員会等のメールアドレスを TO 又は CC で併記し、書面が直送されたことが委員会等に分かるようにする。

4. 委員会等が当事者に対して送付する書面

(1) 意向確認

ア 委員会等は、当事者に対して送付する書面について、当事者が電子情報処理組織を用いた方法により受ける意向があることを、2 (1) イの確認書により確認する。

イ 主務省令第 9 条第 2 号に規定する「届出」は、2 (1) イの確認書の提出とする。

(2) 実施

ア 委員会等は、2 (1) イの確認書で当事者が電子メールでの受領を希望していることを確認した場合は、当該当事者に対して、書面の送付を電子メール及び大容量ファイル転送サービスを用いて行うことができる。

イ 電子メールに PDF ファイルを添付する場合は、当該 PDF ファイルに 2 (2) アの通知書に記載されたパスワードを付す。

ウ イにかかわらず、大容量ファイル転送サービスを利用する場合は、PDF ファイルにパスワードを付すことを要しない。

別紙１：デジタル手続法第６条第１項の規定により電子情報処理組織を用いた方法により提出することができることとする書面等の一覧

<公害紛争処理手続関係>

○電子メール及び大容量ファイル転送サービスを用いて提出することができる書面等

手続	書面等の方法の根拠
裁定申請の変更（※１）	公害紛争処理手続規則第４２条第１項
答弁書その他の準備書面及びその添付	公害紛争処理手続規則第３８条第１項、第３８条の２第２項・第３項、第３８条の３
受領書	公害紛争処理手続規則第３８条の４第２項、 公害紛争処理手続規則第４５条第６項
当事者又は参考人の審問の申出	公害紛争処理手続規則第４５条第１項
鑑定申出	公害紛争処理手続規則第４５条第３項
文書又は物件の提出命令の申立て	公害紛争処理手続規則第４５条第４項
立入検査の申出	公害紛争処理手続規則第４５条第５項
証拠の申出	公害紛争処理手続規則第４５条の２第１項
相手方の特定	公害紛争処理手続規則第５７条第１項
あっせん、調停又は仲裁に係る事件の記録の閲覧請求	公害紛争処理手続規則第６４条第３項
裁定に係る事件の記録の閲覧請求	公害紛争処理手続規則第６４条第３項

（※１）手数料の納付が必要になる場合を除く。

（※２）公害紛争処理手続規則第３章第２節（同規則第３４条～５５条）の規定については、同規則第６３条において準用する場合を含む。

<鉱業等に係る土地利用の調整手続関係>

○電子メール及び大容量ファイル転送サービスを用いて提出することができる書面等

手続	書面等の方法の根拠
答弁書	土地利用調整法第２９条
準備書面及びその添付	土地利用調整規則第１４条の２第１項、第１４条の３第２項・第３項、第１４条の４
受領書	土地利用調整規則第１４条の５第２項、第１４条の１０第４項
証拠の申出	土地利用調整規則第１４条の１０第１項
立入検査の申立て	土地利用調整規則第１４条の１２第１項
証拠申立書	土地利用調整規則第１５条第１項

代理権消滅の届出（※３）	土地利用調整規則第 18 条の 3 第 2 項
補佐人の出頭の承認申請	土地利用調整規則第 18 条の 4
調書の閲覧請求	土地利用調整規則第 20 条
調書の謄写等請求	土地利用調整規則第 21 条第 1 項

（※３）手続が中断する場合を除く。

別紙２：委員会等に対して提出する書面等のうち電子情報処理組織を用いた方法による提出の可否及び方法（提出方法一覧表）

	書面	方法等
①	（共通） ・②～④を除く、委員会等に提出すべき書面	○（電子メール、大容量ファイル転送サービス）…主務省令第４条等
②	（共通） ・証拠の写し	○（電子メール、大容量ファイル転送サービス）…公害紛争処理手続規則第４５条の３、土地利用調整規則第１１条の１０
③	（公害紛争処理手続関係） ・公害紛争処理法第４５条の規定により手数料を納付しなければならない申請又は申立てに係る書面 ・その提出により手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面 ・法定代理権、手続をするのに必要な授權又は同法第２３条の２第１項の代理人の権限を証明する書面その他の裁定の手続上重要な事項を証明する書面	×（電子情報処理組織を用いた方法による提出不可）
④	（鉱業等に係る土地利用の調整手続関係） ・その提出により裁定手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面 ・法定代理権、手続をするのに必要な授權又は土地利用調整法第３８条第１項の代理人の権限を証明する書面その他の裁定手続上重要な事項を証明する書面 ・土地利用調整法第２７条第２項の規定により執行停止を申し立てる書面 ・土地利用調整法第３６条第１項又は法第３７条の規定により審理手続への参加を申し立てる書面	×（電子情報処理組織を用いた方法による提出不可）

別紙 3：電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出の意向確認書（様式例）

電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出の意向確認書		
事件の表示	公調委令和 年（ ）第 号	
年月日	令和 年 月 日	
使用者	資格	（ ☐ 申請人 ☐ 被申請人 ☐ ）代理人
	氏名	
電子メールの利用（公害等調整委員会との発受双方を含む。）の希望の有無		☐ 希望する・ ☐ 希望しない ※希望しない場合は以下の欄は記載不要
相手方との相互の直送における電子メールの利用の希望の有無		☐ 希望する・ ☐ 希望しない
メールアドレス		複数ある場合には、代表メールアドレスを一番上に記載すること。 @
ファイル形式		希望するファイル形式にレ点を付する。 ☐ PDF ファイル ☐ その他（ ）
備考		

別紙４：電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出に係る通知書（様式例）

電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出に係る通知書 (確認書の作成名義人を記載) 様	
事件の表示	公調委令和 年 () 第 号
電子情報処理組織を用いた方法による書面等の提出の利用の有無	有 ・ 無
利用する方法	(電子メール・大容量ファイル転送サービスのうちから、利用するものを記載)
メールアドレス	(申請人) (被申請人) (委員会等)
ファイル形式	(「PDF ファイル」等、利用するものを記載)
パスワード	*****
備考	例： 電子メールに添付するファイルには上記パスワードを設定すること。 本通知書に記載された利用条件に変更が生じた場合には、速やかに〇〇委員会及び相手方に連絡すること。 別途〇〇委員会から通知を送付するものとする。
	令和 年 月 日 公害等調整委員会 (〇〇委員会) 印

※委員会等のメールアドレスは、書面の発受及び期日等の連絡調整のみに用い、個別の事件の内容に関するお問合せには応じかねます。